

罹災（被災）証明書交付申請書

高島市長 あて				申請日 年 月 日							
窓口に来られた方 (申請人)	住 所	〒						連絡先（電話・携帯）			
	現在の居所	□上記と同じ									
	フリガナ氏 名										
	生年月日										
どなたの証明が必要ですか	住 所	□上記と同じ						□本人 □同一世帯の親族 □代理人（委任状必要） ※同じ住所の親族でも世帯を分けている人は委任状が必要です。			
	フリガナ氏 名	□上記と同じ									
	生年月日										
	罹災世帯の構成 人員	氏 名		続柄	性別	生年月日	氏 名		続柄	性別	生年月日
1						5					
2						6					
3						7					
4						8					
罹災日時					罹災理由						
罹災場所											
罹災（被災）届出 内容	住 家	□持 家（ 住居・貸家・空家 ）				所有者名					
		□借 家 □間借り				所有者名					
		罹災の 状況	□全壊 □大規模半壊 □中規模半壊 □半壊 □準半壊 □準半壊に至らない (一部損壊)								
	非住家 など	□建 物（ 所有・貸家・借家 ）				所有者名					
		□動産等									
		被災の 状況	※用途および被害状況を記入し、写真等を添付してください。								
判定方式	□被害状況の現地調査による判定 □写真等による自己判定 →□「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定されることに同意します。 ※自己判定方式については、裏面をご確認ください。										
必要枚数	罹災証明書		通		被災証明書		通		※原則1世帯に1枚の発行です。		
受取方法	□郵送 □直渡し（本庁・支所（マキノ・今津・朽木・安曇川・高島・その他（ ）））										

【事務処理欄】

窓口受付印		発行課受付印	
<備考>			
本人確認	申請		受取

被 災 証 明 書

証第 号

上記のとおり、被災の届出がなされたことを
証明します。

年 月 日

高島市長 今 城 克 啓 印

《罹災証明書・被災証明書について》

・この証明書は、災害救助の一環として、応急の一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものです。

※民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

■罹災証明書

・「住家」で、居住のために使用している建物については、市の職員が現地調査を行い、「被害の程度」を判定し、「罹災証明書」を発行します。

※「被害の程度」は、家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面にあらわれた被害を観察して判定します。表面にあらわれない被害（例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等）がある場合には、この証明の「被害の程度」と異なることもあります。

※集合住宅等の場合は、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「被害の程度」と実際の被害の程度に差が生じる場合があります。

○自己判定方式とは・・・

- ・被害が軽微で次の条件に合致する場合に、自己判定方式により交付申請をすることができます。

①被災者（申請者）ご自身で撮影された写真等により被災した建物の被害状況が確認できる。

②被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」（＝家屋全体の損害割合が10%未満）であることが確認できる。

③「準半壊に至らない（一部損壊）」と判定されることに同意している。

- ・通常の現地調査を省略できるため、比較的早く罹災証明書の交付が可能となります。

※現地調査の必要が生じた場合は、調査をさせていただくことがあります。

■被災証明書

・「住家」で居住のために使用していない建物、「住家」で「被害の程度」の証明が不要なもの、「非住家」、「動産・工作物」については、現地調査は行わず、「被害の程度」も判定しません。写真等で被害を確認し、被災者から被災の届出があった旨を証明する「被災証明書」を発行します。

委任状

代理人の

住 所	〒
フリガナ 氏 名	
生年月日	年 月 日生

私は、上記の者を代理人とし、次の権限を委任する。

1. 罹災（被災）証明書の請求、受領

但し、に提出のため。

年 月 日

委任する人の

住 所	〒
フリガナ 氏 名	